

第12回全国和牛能力共進会 出品条件の詳細

I. 第1区～第5区、第6区（種牛のみ）の共通条件

1. 出品者は、本会認定の「改良組合の会員」であること。ただし、出品者が道府県の場合はこれに準ずる。
2. 出品牛は登記牛または登録牛で、すべて自道府県産であり、雌牛にあっては本会認定の改良組合内で生産され、飼育されているもの。また、雄牛にあっては、本会認定の改良組合内で生産されたもの。
3. 出品牛の遺伝的不良形質の取扱については、別に定める「遺伝的不良形質の排除、発現の抑制に係わる規程」に抵触しないもの。

II. 第1区（若雄）

1. 出品は個人、または道府県とする。
2. 出品牛は、道府県の改良方針に基づき、地域における遺伝的多様性の維持・拡大を担う系統から造成された種雄牛候補であること。
3. 出品牛は、系統の特色を有するもので、以下の条件を満たすもの。
 - 1) 雄系の場合、始祖牛は、地域の改良の基礎を造った種雄牛で、昭和60年以前の生まれであるもの。また、出品牛は始祖牛の遺伝子保有確率がゼロでないことが確認できるもの。
 - 2) 雌系の場合、始祖牛は、地域の改良に貢献した雌牛で、昭和60年以前の生まれであるもの。また、出品牛は母系を辿り始祖牛に繋がることが確認できるもの。
4. 出品牛の産肉能力は、次の1) 2) のいずれかを満たすことが望ましい。
 - 1) 両親が育種牛であること。
 - 2) 雄の「育種価資格本原」を有する登記牛、または本原登録牛であること。または、登録取扱方法に定める雄の本原登録の育種価条件を満たしたもの。
5. 出品牛の母牛の繁殖能力は、次の1) 2) のいずれかを満たすこと。
 - 1) 高等登録牛または育種牛であること。
 - 2) 基本または本原登録牛の場合は、次の条件を満たすもの。
 - (1) 初産月齢は28ヵ月齢以内であること。
 - (2) 分娩間隔の育種価または期待育種価が自道府県の平均以上であるか、分娩間隔が400日以内であるもの。
6. 出品牛は、同一人（道府県）が最終審査出品まで3ヵ月以上続けて管理し、飼育したもの。

Ⅲ. 第2区～第3区 (若雌の1～2・単品)

1. 出品は個人とする。
2. 出品牛の産肉能力は、「育種価資格本原」を有する登記牛、または本原登録牛であることを条件とする。ただし、これ以外で、登録取扱方法に定める本原登録の育種価条件を満たしたものはこれに準ずる。
3. 出品牛の母牛の繁殖能力は、次の1) 2) のいずれかを満たすことを条件とする。
 - 1) 高等登録牛であること。
 - 2) 基本または本原登録牛の場合は、次の条件を満たすもの。
 - (1) 初産月齢は28ヵ月齢以内であること。
 - (2) 分娩間隔の育種価または期待育種価が自道府県の平均以上であるか、分娩間隔が400日以内であるもの。
4. 出品牛は、同一人が申し込み時から最終審査出品まで3ヵ月以上続けて所有し、飼育したものの。

Ⅳ. 第4区 (繁殖雌牛群)

1. 出品は、本会認定の改良組合または育種組合または本会支所とし、それぞれの長の名において申し込む。
2. 出品牛は、母系を辿り3代以上(本牛-母-母方祖母)にわたり自道府県内で生産されたものとする。
3. 出品牛は、3産以上し、その繁殖能力は、次の1) 2) のいずれかを満たすことを条件とする。
 - 1) 高等登録牛であること。
 - 2) 基本または本原登録牛の場合は、次の条件を満たすもの。
 - (1) 初産月齢は28ヵ月齢以内であること。
 - (2) 分娩間隔の育種価が自道府県の平均以上であるか、分娩間隔が400日以内であるもの。
4. 出品牛の産肉能力は、本原登録牛または高等登録牛であることを条件とする。ただし、これ以外で、登録取扱方法に定める本原登録の育種価条件を満たしたものはこれに準ずる。
5. 出品申し込み時は6頭以内をもって1群とし、最終審査への出品はこのうち3頭をもって1群とする。なお、その3頭の出品牛の母牛及び母方祖母は、異なるものでなければならない。また、この3頭のうち同一人が出品しうる範囲は1頭とする。
6. 出品牛は、すべて当該組合(支所)内において生産飼育され、同一人が申し込み時から最終審査出品まで3ヵ月以上続けて所有し、飼育したものの。
7. 出品牛は、相互の血縁係数が6%以上のもの。

V. 第5区（高等登録群）

1. 出品は、本会認定の改良組合または本会支所とし、それぞれの長の名において申し込む。なお、出品牛の所有者は1頭ずつ異なってもよい。
2. 出品牛は、直系3代にわたる高等登録の母牛と娘牛及び孫娘牛の計3頭をもって、1群とする。なお、母牛については、自道府県内産で当該改良組合（支所）内において飼育されているものとし、娘牛及び孫娘牛は、当該改良組合（支所）内において生産飼育されているものとする。
3. 出品牛のうち孫娘牛は、登記牛でも登録牛でも差し支えない。
4. 娘牛及び孫娘牛に産歴がある場合には、繁殖能力の条件は、下記の通りとする。
 - 1) 2産以上の産歴がある場合、次の(1)(2)のいずれかを満たすこと。
 - (1) 高等登録牛であること。
 - (2) 基本または本原登録牛の場合は、次の条件を満たすもの。
 - ①初産月齢は28ヵ月齢以内であること。
 - ②分娩間隔の育種価または期待育種価が自道府県の平均以上であるか、分娩間隔が400日以内であるもの。
 - 2) 初産のみの場合、初産月齢が28ヵ月以内であること。
5. 娘牛及び孫娘牛の産肉能力については、「育種価資格本原」を有する登記牛、本原登録牛、または高等登録牛であることを条件とする。ただし、これ以外で、登録取扱方法に定める本原登録の育種価条件を満たしたものはこれに準ずる。
なお、孫娘牛において、期待の期待育種価が算出できない場合には、その母牛および父牛が、本原登録牛、高等登録牛または登録取扱方法に定める本原登録の育種価条件を満たすこと。
6. 出品牛は、同一人が申込時から最終審査出品まで3ヵ月以上続けて所有し、飼育したものの。

VI. 第6区（総合評価群）

1. 出品は、道府県支部長または委託団体長の名において申し込む。
2. 出品は、同一種雄牛の種牛群（若雌4頭）と肉牛群（去勢肥育3頭）をもって1群とする。なお、この7頭の母牛は異なるものでなければならない。
3. 出品牛の父牛は、平成22年10月1日以降生まれかつ自道府県産であり、道府県の改良方針に基づき計画的に造成されたものであること。
4. 出品牛の母牛は、自道府県産とする。
5. 出品牛の産肉能力は、「育種価資格本原」を有する登記牛、または本原登録牛であることを条件とする。ただし、これ以外で、登録取扱方法に定める本原登録の育種価条件を満たしたものはこれに準ずる。なお、肉牛群の育種価条件は、雌牛における条件を適用する。
6. 種牛群は、次の各項に該当すること。
 - 1) 出品単位は本会認定の育種組合または本会支所とする。
 - 2) 出品牛の母牛の繁殖能力は、次の(1)(2)のいずれかを満たすことを条件とする。

- (1) 高等登録牛であること。
 - (2) 基本または本原登録牛の場合は、次の条件を満たすもの。
 - ①初産月齢は28ヵ月齢以内であること。
 - ②分娩間隔の育種価または期待育種価が自道府県の平均以上であるか、分娩間隔が400日以内であるもの。
 - 3) 出品申し込み時は6頭以内をもって1群とし、最終審査への出品はこのうち4頭をもって1群とする。また、この4頭のうち同一人が出品しうる範囲は2頭以内とする。
 - 4) 出品牛は、すべて当該育種組合（支所）内において生産飼育され、同一人が申し込み時から最終審査出品まで3ヵ月以上続けて所有し、飼育したものの。
7. 肉牛群は、次の各項に該当すること。
- 1) 出品は、個人でもグループでも差し支えない。グループによる申し込みは、代表者が行う。
 - 2) 出品申し込み時は、10頭以内をもって1群とし、最終審査への出品はこのうち3頭をもって1群とする。
 - 3) 出品牛は、自道府県産で、最長飼養者が最終審査出品まで続けて10ヵ月以上所有し、飼育したものの。

Ⅶ. 第7区（脂肪の質評価群）

1. 出品は、個人でもグループでも差し支えない。グループによる申し込みは、代表者が行う。
2. 出品牛は、同一種雄牛の産子10頭以内の去勢牛をもって1群とし、最終審査への出品は1群3頭とする。その3頭の出品牛の母牛は異なるものとする。
3. 出品牛は、子牛登記証明書を有し、自道府県産であるもの。
4. 出品牛の父牛は、平成17年10月1日以降生まれであり、道府県の改良方針に基づき計画的に造成されたものであること。
5. 出品牛の父牛は、出品牛を生産しようとする時点（授精時点または移植時点）において、脂肪の質（MUF Aまたはオレイン酸）の育種価または期待育種価が判明していること。なお、脂肪の質の育種価評価は、本会の「プログラム及びデータ公開に関する規程」の下で評価されたもの。
6. 出品牛の父牛の産肉能力は、本原登録牛または高等登録牛であることを条件とする。ただしこれ以外で、登録取扱方法に定める本原登録の育種価条件を満たしたものはこれに準ずる。
7. 出品牛は、最長飼養者が最終審査出品まで続けて10ヵ月以上所有し、飼育したものの。

Ⅷ. 第8区 (去勢肥育牛)

1. 出品は個人とする。
2. 出品牛は、子牛登記証明書を有し、自道府県産であるもの。なお、最終審査への出品は、1道府県当たり単品2頭以内とし、2頭出品する場合は、母牛は異なるものとする。
3. 出品牛の父牛は、平成22年10月1日以降生まれとし、その産肉能力は、本原登録牛または高等登録牛であることを条件とする。ただしこれ以外で、登録取扱方法に定める本原登録の育種価条件を満たしたものはこれに準ずる。
4. 出品牛は、最長飼養者が最終審査出品まで続けて10ヵ月以上所有し、飼育したものの。

Ⅸ. 特別区 (高校及び農業大学校)

1. 出品は日本学校農業クラブ連盟・各都道府県連盟に加盟する高等学校または、道府県が設置する農業者研修教育施設(農業大学校)によるものとする。
2. 高等学校または農業大学校は、本会の会員であること。
3. 出品牛は、登記牛または登録牛で、各道府県の改良方針に基づき出品校で生産・飼育されたものとする。ただし、自道府県内の学校間の連携によって生産されたものはこれに準じる。
なお、その場合でも出品校にて申し込み時から最終審査出品まで3ヵ月以上続けて所有し、飼育していること。
4. 出品校は、別に定める要領により和牛生産・改良にかかわる取り組み内容を記した報告書を本会まで提出すること。また、最終審査において取り組み内容の発表を行うこと。
5. 出品牛の遺伝的不良形質の取扱については、別に定める「遺伝的不良形質の排除、発現の抑制に係わる規程」に抵触しないもの。

X. 補欠牛及び補欠牛群

1. 最終審査会場への出品予定のものに事故などを生じ、その出品ができなかった場合、予定していた当該区の補欠をもってこれに代えることができる。
2. 予定しうる補欠のものは、各道府県の最終審査において当該区の次点となったものの1点に限る。
ただし、第4区(繁殖雌牛群)、第6区(総合評価群)及び第7区(脂肪の質評価群)においては、当該群に属する残りの出品予定牛をもって補充してもよい。この場合の補充牛は、各道府県での最終審査(共進会の最終審査でない)に出品したものに限り。なお、群出品の補欠を個体で補うか次点の群で補うかは、出品各道府県の判断に一任する。
3. 補欠をもって補いきれず予定の出品ができなくなった場合は、その区の出品は認めない。また、その頭数枠を他区へは融通しない。

[付 則]

1. 繁殖能力に関する出品条件について

- 1) 分娩間隔の育種価とは、産次ごとに分娩間隔の記録が追加されることに対応したモデルにより算出された値である。
- 2) 繁殖能力の出品資格の判定については、下記の時点を対象とする。
 - (1) 分娩間隔の育種価条件については、平成31年4月以降、正式申し込みまでの間の育種価評価において、一度条件を満たしたものは、出品条件を満たしたものとす。
 - (2) 出品牛の母牛の分娩間隔（平均分娩間隔）については、出品候補牛が生まれた時点、または正式申し込み時点を対象に算出する。
 - (3) 出品牛が令和3年1月1日の時点で経産の場合は、令和3年1月1日以降から正式申し込みまでに分娩していること。また、出品牛の分娩間隔（平均分娩間隔）は、この期間の最終分娩時点を対象に算出する。
- 3) 繁殖成績における流死産並びに受精卵産子の扱いについては、高等登録の資格条件に準じる。
- 4) 最終審査時における第3区（若雌の2）、第5区（高等登録群）、第6区（総合評価群）の未經産の出品牛の月齢が、17ヵ月を超える場合は、出品牛の報告時に授精証明書または妊娠鑑定書のコピーを添付する。

2. 分娩間隔の育種価の当該道府県の平均値について

第1区～第6区における繁殖能力の育種価の当該道府県の平均値は、当該道府県の雌の現存牛の平均値とする。なお、現存牛とは、評価時点から3年間さかのぼって、その期間に産子を生産しているもので、牛トレーサビリティ制度による牛の個体識別台帳にて現存と確認できるものとする。

3. 産肉能力の育種価条件について

- 1) 産肉能力の育種価条件は、登録取扱方法に定める本原登録資格または高等登録資格条件を満たすもので、次のとおりとする。
 - (1) 登記牛においては、「育種価資格本原」を有するもの。
 - (2) 登録牛においては、本原登録牛または高等登録牛。なお、登録取扱方法に定める本原登録の育種価条件を満たしたものはこれに準ずる。
- 2) 出品条件に係る育種価評価値については、令和元年10月以降、正式申し込みまでの間の産肉能力の育種価評価において、一度条件を満たしたのものについては、出品条件に係る育種価条件を満たしたものとす（令和元年10月時点の直近の評価分を含む）。

育種価評価は道府県単位を原則とするが、道府県内の育種圏等の単位での育種価評価で出品しようとする県は、予め本会と協議して承認を得ること。

4. ETによる産子の出品について

ETによる産子の出品は認める。ただし、卵摘出時のドナーの所有者と管理者、および出品牛が生まれた時点のレシピエントの所有者と管理者が、ともに自道府県内であること。種牛の部の出品牛（ただし6区の肉牛群を除く）にあつては、上記の所有者と管理者が自道府県内の「改良組合の会員」であること。なお、第1区から特別区全体を通じて、複数区に同一母牛によるET産子を出品することはできない。

特別区については、ドナーおよびレシピエントともに所有者と管理者が出品校、あるいは自道府県内の学校であること。

人工授精による産子は、異なる出品区に同一母牛の産子が出品されていても、出品することができる。

5. 同一牛の複数群及び複数区への出品申し込みについて

第4区（繁殖雌牛群）、第6区（総合評価群）、第7区（脂肪の質評価群）の群出品区において、同一牛が同一区内の複数の群に重複して出品申し込みをすることはできない。なお、出品月齢が同じである区（例えば、第3区（若雌の2）と第6区（総合評価群）の種牛群、第6区の肉牛群と第8区（去勢肥育牛）など）への複数申し込みは認めるが、同一牛による最終審査会場での複数区の出品は認めない。

6. 肉牛の部における出品について

第6区～第8区については、原則としてそれぞれの区で異なる種雄牛の出品であること。

また、第8区（去勢肥育牛）について、原則として2頭出品する道府県においては、2頭はそれぞれ異なる出品者であること。

7. 第1区の出品系統調査について

第1区（若雄）の出品牛を造成する系統は、平成14年から出品牛が生産されるまでの間に少なくとも1回以上、育種組合または改良組合等において系統に属する牛の調査がなされたものであること。なお、調査頭数は10頭以上が望ましい。

8. 第1区～第5区、第6区（種牛のみ）の共通条件「3. 出品牛の遺伝的不良形質の取扱」及び特別区「5. 出品牛の遺伝的不良形質の取扱」について

第1区から第3区、第6区の種牛群及び特別区出品牛は、「遺伝的不良形質の排除、発現の抑制に係わる規程」第4条における本原登録の申し込み条件を満たすこと。なお、すでに本原登録牛であるもの及び出品牛が生まれた時点で「遺伝的不良形質の排除、発現の抑制に係わる規程」第4条における本原登録の申し込み条件を満たしているものはこれに準じる。

第4区（繁殖雌牛群）出品牛は、正式申し込み時点で、「遺伝的不良形質の排除、発現の抑制に係わる規程」第4条における高等登録の申し込み条件を満たし

ていること。なお、すでに高等登録牛であるものはこれに準じる。

第5区（高等登録群）出品牛は、母が高等登録牛であれば、娘牛、孫娘牛については、当該条件を満たしたものとする。

9. 群出品の出品単位について

第4区（繁殖雌牛群）、第5区（高等登録群）、第6区（総合評価群）の種牛群において、各出品条件に定める以外の出品単位で出品申し込みをしようとする場合、その規模はおおむね市または郡単位とし、改良組合協議会等、本会認定の育種・改良組織により構成された組織で、普段から育種あるいは改良活動が行われている組織であること。なお、その場合は、あらかじめその規模（和牛の飼育戸数、牛の総頭数）及び組織概要を記した調書を本会に提出し、本会と協議をすること。

10. 第8区の出品頭数について

第7区（脂肪の質評価群）に出品する道府県においては、第8区（去勢肥育牛）への出品頭数を1頭とする。

11. この出品条件の詳細に定めていない事項及び出品条件の詳細に抵触するものを出品希望する場合は、本会と事前協議すること。